

医療等IDに係る法制度整備等に関する 三師会声明（参考資料）

2014.11.19

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会



経緯と状況

個人情報保護法の付帯決議 (平成15年)

- ▶ **衆議院個人情報保護に関する特別委員会附帯決議 4/25**
 - ▶ 五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること。
- ▶ **参議院個人情報保護に関する特別委員会附帯決議 5/21**
 - ▶ 五 医療(遺伝子治療等先端的医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む)、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

社会保障・税番号大綱

政府・与党社会保障改革検討本部 平成23年（2011）6月30日

第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。

医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書（要旨）

「社会保障分野サブワーキンググループ」と「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」との合同開催で、今年4月から検討を開始し、9回にわたり検討を行った。今後、関係者のご意見等を踏まえて、残された論点について、さらに検討を進める必要がある。

I. 医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方

- 行政機関等の法定事務での利用を想定する「マイナンバー法案」とは別に、医療・介護等の分野では独自に個別法を作り、対応することとされた。
- 医療・介護等の分野は、関係機関間での地域連携や医学の進歩等のために情報を利活用する必要性が高い反面、取り扱う情報には生命・身体・健康等にかかわる機微性の高いものが多く、厳格な取扱いを確保する必要がある。
- これらの特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。



< 検討事項 >

- ① 本人の情報を識別するため医療等の分野のみで用いられる番号(医療等ID(仮称))のあり方
- ② 医療等分野の異なる機関間で、情報の共有・連携を安全かつ効率的に行うための仕組みの導入
- ③ 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第6条に基づく格別の措置としての利用と保護のルール整備

II. 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項について

国民が自らの情報の取扱いについて安心でき、かつ医療等情報の取扱者が情報の利活用に萎縮しないようにするため、以下の検討を進める。

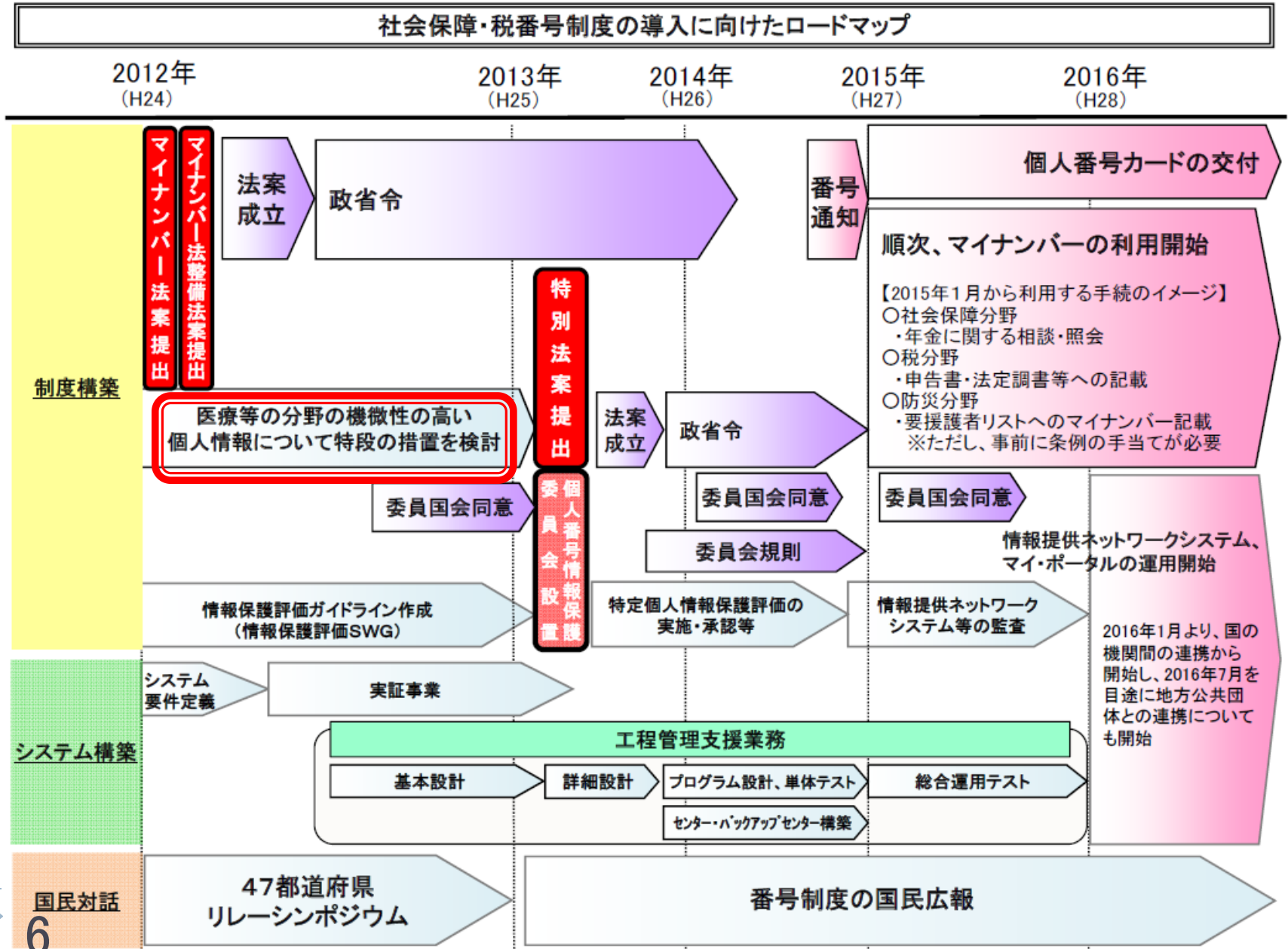
< 主な検討事項 >

- 情報の取得・活用での目的明示・本人同意のあり方
- 情報の保管時、委託時等における安全管理措置
- 国民の信頼・安心を確保し、情報の取扱者が萎縮しないための罰則のあり方
- 主務大臣・第三者機関の関与の仕組み
- 医療等に関する個人情報の範囲
- 死者の情報の取扱
- 安全に匿名化等された情報の取扱
- 小規模事業者に従事する者への適用
- 医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール
- 適用除外に関する考え方

III. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

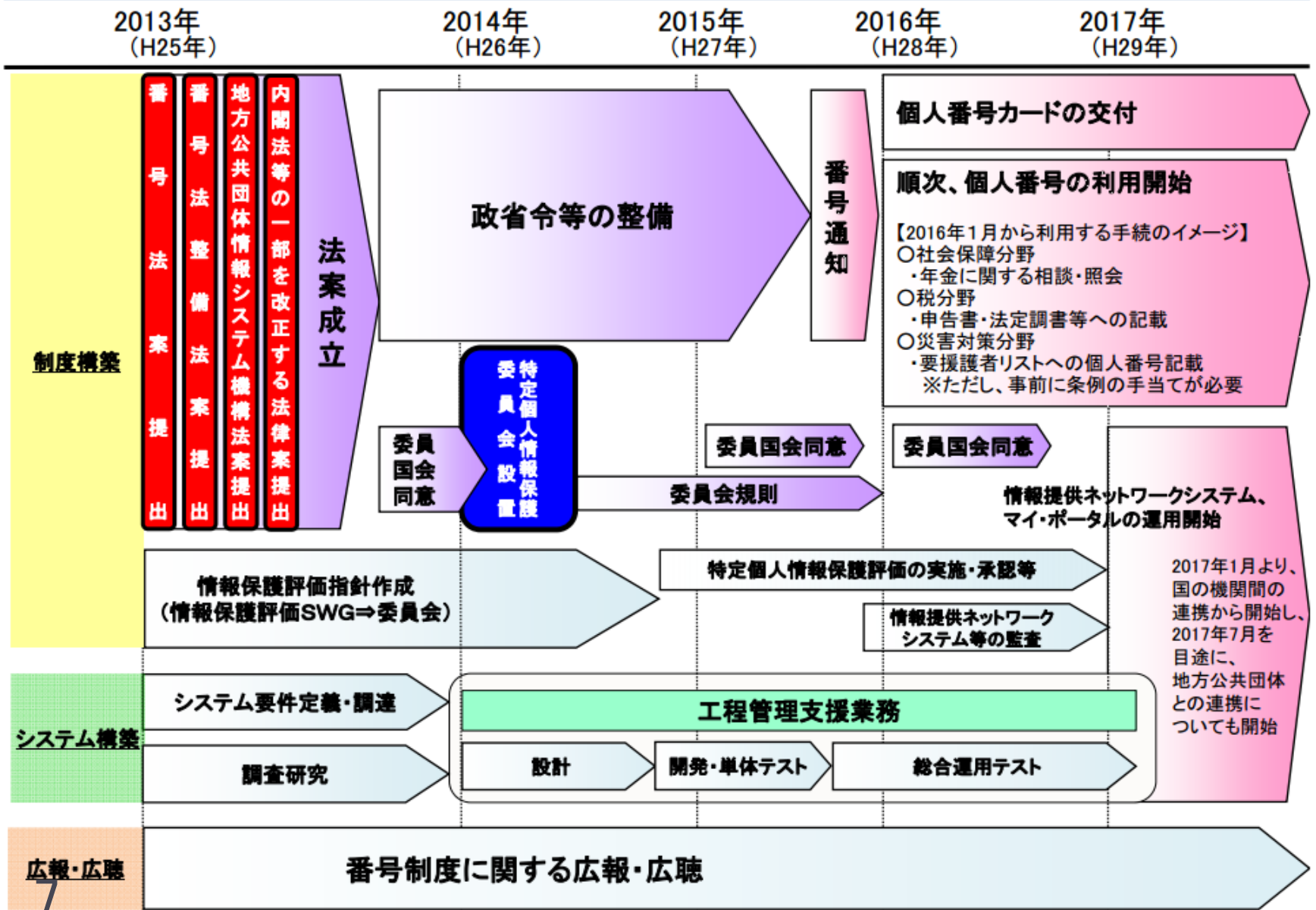
- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。
※政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。
- 残された論点は多く、特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。
また医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。

平成24年(2012)11月 衆議院の解散により、マイナンバー関連法案が廃案(第180回通常国会)



社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

(H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)



パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 平成26年（2014）6月24日

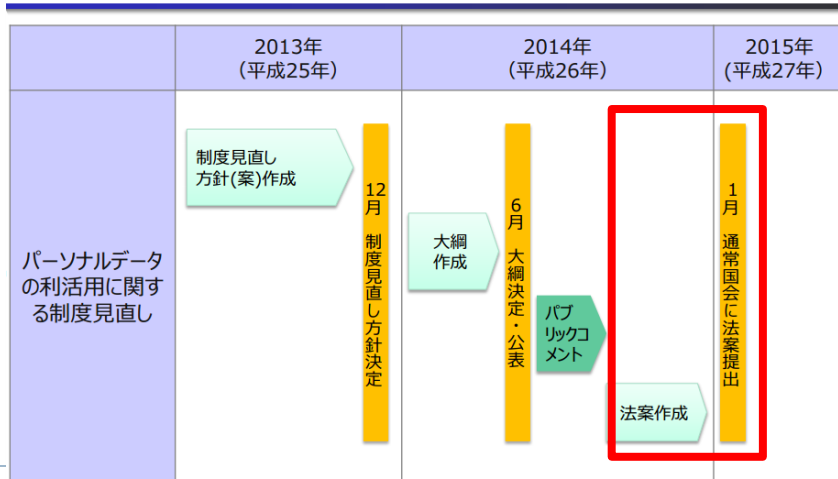
▶ 医療に関する記述は1行のみ

Ⅱ 制度改正内容の基本的な枠組み

1 本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等（P7）

また、医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するため一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進する。

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し ロードマップ



※ 欧米を含めた諸外国の制度についても現在変更に向けた作業が行われているため、これらとの整合性を取るためにある程度の時間が必要となる。

(例：EUデータ保護規則案 2014年4月に欧州議会本会議で採択の見込み)

通知カード(H27.10～)と個人番号カード(H28～)

通知カード

個人番号 ○○○…○○○

生年月日 ○年○月△日
性別 女
氏名 番号花子
住所 △県○市○町1-1-1

(案)

- 個人番号を券面に記載
- 顔写真なし

【通知カード】

○全国民に郵送で送付
(平成27年10月開始)

○行政サービスで利用するには
本人確認書類の提示が必要

個人番号カード

表面(案)

個人番号カード

個人番号 1234 5678 9012

裏面(案)

- 個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)
- 顔写真を券面に記載

【個人番号カード】

○国民が郵送で申請
○市町村窓口で交付

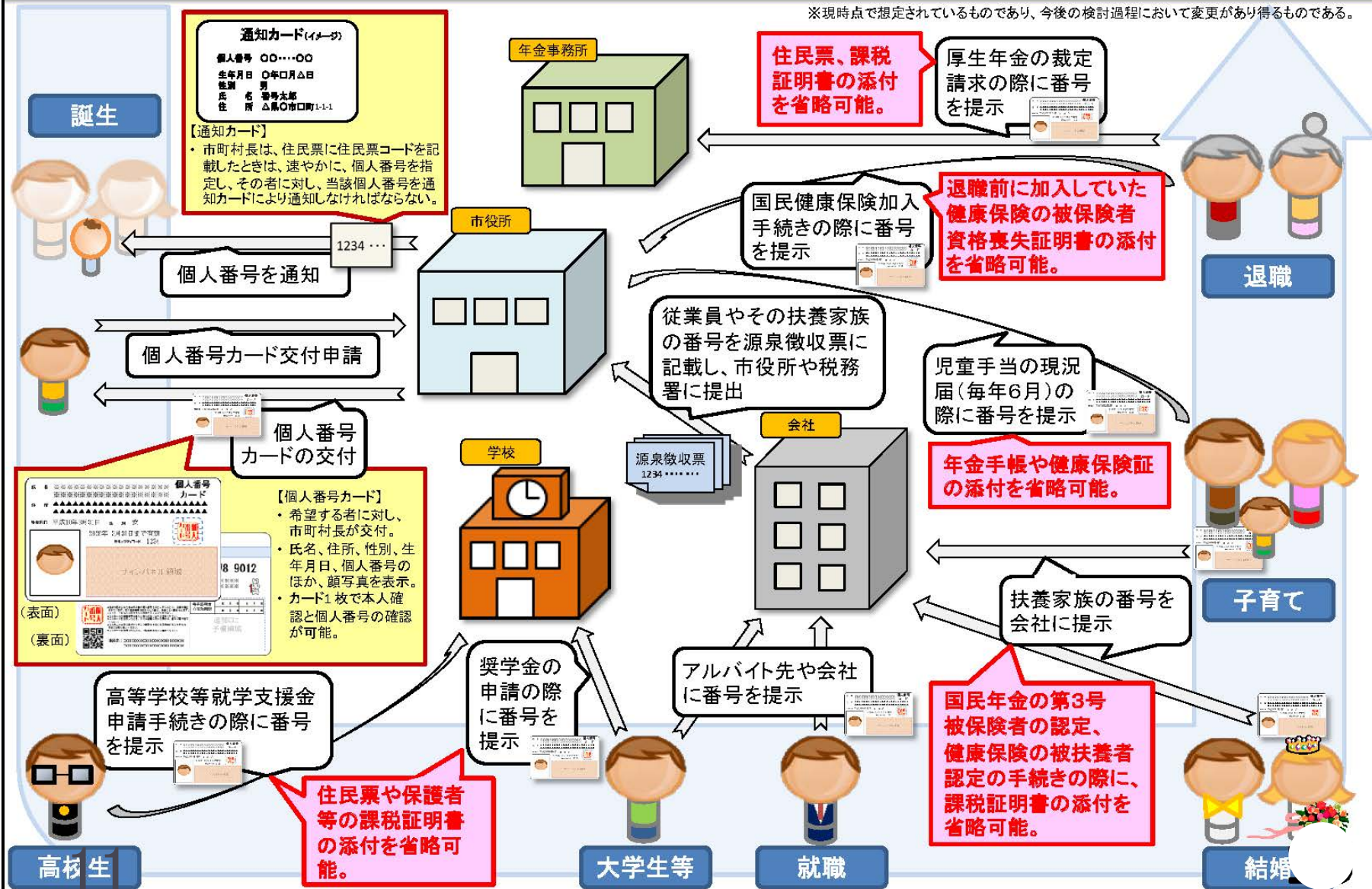
○行政サービスでの利用
○身分証明書としての利用
○ICチップ入り

医療機関(現物給付部分)への提示はなく、医療情報と個人番号が結びつく危険は少ない

平成26年11月:マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料(内閣官房)

個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



○下記の記事に示すとおり、政府与党はマイナンバー制度の開始に伴って国民に交付される個人番号カードに関して、「健康保険証」と一元化することに前向きな姿勢を示している。

掲載紙	内容
朝日新聞(7/2)	<p>マイナンバー制のカード、保険証と合体案 自民が提言</p> <p>自民党は2日、国民一人一人に番号を割り振る共通番号(マイナンバー)制度で、希望者に配る個人カードを、まずは健康保険証と合体させるよう求める提言をまとめた。<u>日常生活で使う機能を盛り込むことで、カードを普及させ、制度の定着を促すねらう。</u></p> <p>昨年5月に法律ができた共通番号制度は、すべての国民に番号を割り振り、税や社会保障などの個人情報を一元管理する仕組み。2015年10月に全国民に番号の通知をはじめ、16年1月以降、希望者に顔写真付きICカードを交付する。</p> <p>ただ、国民がカードを使う場面は自分の納税額や医療費をインターネットで確認する時などに限られている。このため、自民党IT戦略特命委員会(平井卓也委員長)の提言は、社員証や学生証、銀行のキャッシュカードなどの機能を持たせることや、運転免許証との合体も検討課題とした。</p>
日経新聞(7/2)	<p>個人番号カード、健康保険証の機能追加を 自民が提言</p> <p>自民党は2日、社会保障給付と納税を1つの個人番号で管理する「マイナンバー制度」に関する提言をまとめた。2016年1月から希望者に配る個人番号カードに、健康保険証の機能を加えるよう提起した。<u>利便性を高めてカードの普及を後押しし、18年度までに国民の3分の2にあたる8700万人分を配布する目標を掲げた。</u></p> <p>党IT戦略特命委員会(平井卓也委員長)がまとめた。マイナンバーを使ってインターネットの専用サイトで自分の所得や年金情報を確認したり、添付書類なしでも税の確定申告ができたりするようになる。</p> <p>提言の柱は個人番号カードの利便性を高めることだ。健康保険証のほか、国や自治体が発行する印鑑登録カードや施設使用カードを順次、個人番号カードに置き換えるよう促す。自動車の運転免許証も中長期的課題として検討すべきだとした。</p> <p>カード交付の費用は当面、国が全額負担するよう求めた。実際の交付は本人確認の徹底を前提に、市町村が保険者などに委託したりすることも認めるべきだとの考えも示した。</p>
産経新聞(7/4)	<p>健康保険証と一元化に意欲 マイナンバーで甘利氏</p> <p>甘利明経済再生担当相は4日、国民に番号を割り振るマイナンバー制度の開始に伴って交付される個人番号カードに関し、健康保険証と一元化することに前向きな考えを示した。<u>制度の普及を促すのが狙い。</u></p> <p>一元化を提言している自民党IT戦略特命委員会の平井卓也衆院議員らとの会談で「保険証と一緒にしても何の支障もない。ぜひやっていきたい」と述べた。健康保険制度を所管する田村憲久厚生労働相に実現を働きかけていく意向も示した。</p> <p>マイナンバー制度は年金や納税の情報管理などに利用する目的で、政府が2015年10月から全ての国民に対し個人番号を記載した通知カードを送付し、希望者には16年1月から番号や名前、顔写真などを記載したICカードを配る。政府内では預金口座への活用なども検討されている。</p>

(状況)

医療分野での個人情報保護法改正の必要性

- ▶ 医療情報を含めたパーソナルデータに関して、利活用ありきの風潮
 - ▶ 個人の医療情報が、消費行動の履歴やポイント等のプライバシーと同じ扱いで良いのか
- ▶ 個人情報保護法の改正は、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に則ったものとなる
 - ▶ 現状のままでは医療分野についての特別な扱いはない
 - ▶ 可及的速やかに、医療分野の機微情報の取扱について提案する必要がある

医療等IDに係る法制度整備等に関する 三師会声明（概要）

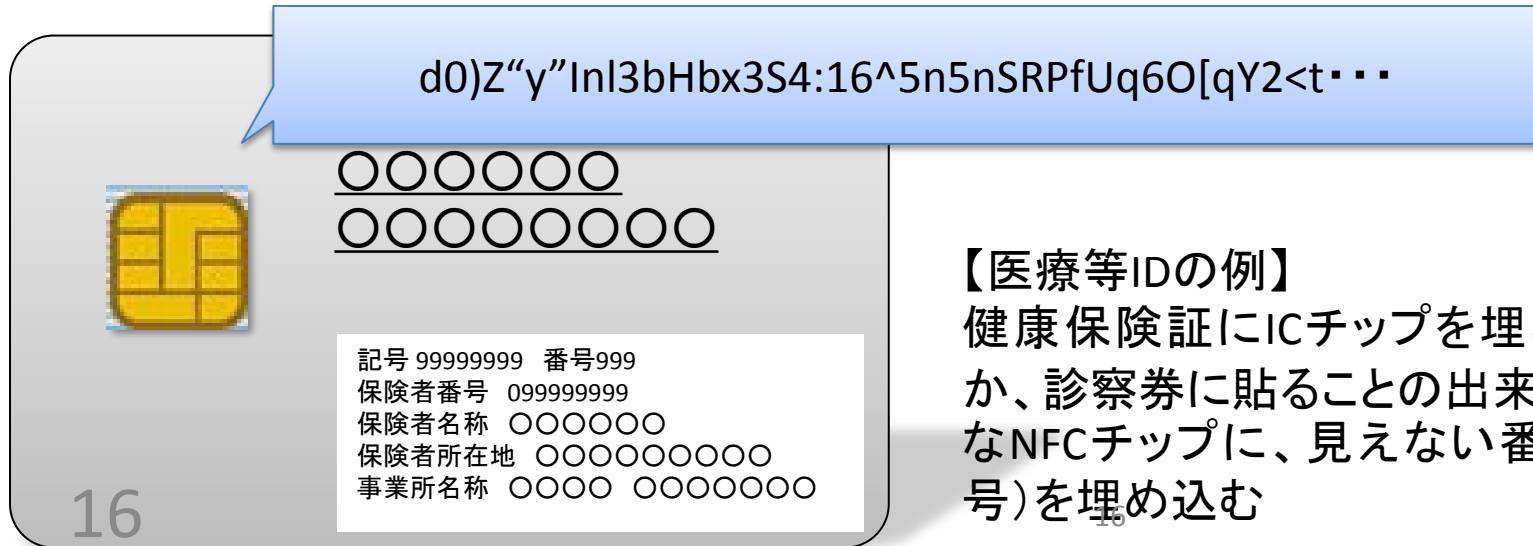
1. マイナンバーとは異なる医療等IDの 必要性

- 医療情報は公益上の理由から集積し活用される必要がある
- 複数の施設、多職種が関わる地域医療・介護連携などでも共通の個人を識別する番号があれば効率的
- 一方、生涯から死後にいたるまで一貫した医療記録として名寄せできる可能性があり、漏洩してしまった場合は取り返しがつかない
- 医療等分野では「差別」のみが問題ではなく、単に誰にも知られたくない、思い出したくない情報がある

国民が必要とした時に番号の変更等が担保された医療等分野専用の番号(医療等ID)が必要

医療等IDの例

- 医療等IDは、見えない番号(符号)を使う
 - 仮にプリントアウトされたとしても覚えきれない文字とする
- 医療連携やマイポータル用には、この医療等IDを用いる



d0)Z“y”Inl3bHbx3S4:16^5n5nSRPfUq6O[qY2<t...

〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

記号 99999999 番号999
保険者番号 099999999
保険者名称 〇〇〇〇〇〇
保険者所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業所名称 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

【医療等IDの例】
健康保険証にICチップを埋め込むか、診察券に貼ることの出来る安価なNFCチップに、見えない番号(符号)を埋め込む

2. 医療情報そのものを保護対象とした法整備が必要

- 医療従事者には、いわゆる守秘義務（秘密漏示罪）が科され、その違反者に対しては、懲役や罰金という厳しい罰則が適用される
- 一方、ICT化の進展に伴い、このような厳しい罰則の適用のない人間が医療従事者と同じ医療情報を取り扱うようになってきている

医療情報そのものを保護対象とし、同じ医療情報を取り扱う限り、それに触れる者全般に対して有効な罰則を含めた法整備が必要

3. 医療情報の二次利用・突合は厳しく制限すべきである

- 医療情報は、身体の特徴をよく表すことがあり、他の情報と照合することで個人が特定される可能性を否定できない
- 医療等の機微情報が、消費行動の履歴やポイント等のプライバシーと同じ法的な枠組みの取扱いで済むとは思えない

二次利用は厳しく制限し、突合は原則禁止とすべき
二次利用の際の個人への説明と承諾は可能な限り行うべき

4. 個人番号を医療の現場で利用すべきではない

- 個人番号カードにはその券面に「個人番号」を記載するとされている
- 法で券面番号たる「個人番号」の安易な利用が禁止されていたとしても、そこに目に見える番号がある限り、内部管理等での利用を確実に阻止することは難しい

医療の現場で個人番号カードを利用する環境を容易に構築してはならない

医療等の分野では、医療情報と個人番号が結びつく危険性をできるだけ小さくする(医療等IDを用意する等)

5. 個人番号カードへの健康保険証（被保険者証）機能の取込には反対

- 商習慣としてコピーされている
- 被保険者証の窓口確認の際に、第三者による個人番号窃視の可能性がある
- 患者の病歴という極めてプライバシー性の高い情報が個人番号と紐付く危険性が高くなる

個人番号カードの券面に「個人番号」が記載されている限り、被保険者証機能を付加することは、患者のプライバシーの保護や安心の観点などから反対

6. 死者や遺族の尊厳について

- 現在の個人情報保護法では、死者に関する情報を対象としていない
- 死者や遺族の尊厳について、今般の個人情報保護法等改正で考慮すべき

公益に資する研究であっても生者に近い条件で取り扱うべき

遺伝的疾患等に関する情報からその子孫が人権侵害や差別の対象となる可能性がある

7. 遺伝子情報の集積・利用について

- すでに医療分野ではない異業種の企業が、新規ビジネスとして遺伝子情報の収集・解析に取組みはじめている

死者や遺族の尊厳と同じく遺伝子情報についても、集積や二次利用について制限を加える形の個人情報保護法の改正が必要

8. 救命活動等について

- 医療現場では患者が意思表示を明確に示すことが困難である場合も多い
- 医療現場で治療のための行為を萎縮させてはならない

人の身体、生命の保護のための善意に基づいて行われた行動に対しては免責等も考慮すべき

9. 医療分野には「個人情報を守る立場」 の監視機関が必要

- 先般の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、消費者等も参画した民間団体が各業界による運用ルールを定め、利活用を進める立場の第三者機関が、認定
に参与して実効性を確保する、とされた

医療情報の取扱については個人情報を守るという立場の、プライバシーコミッショナーの役割を担う特別な機関が必要

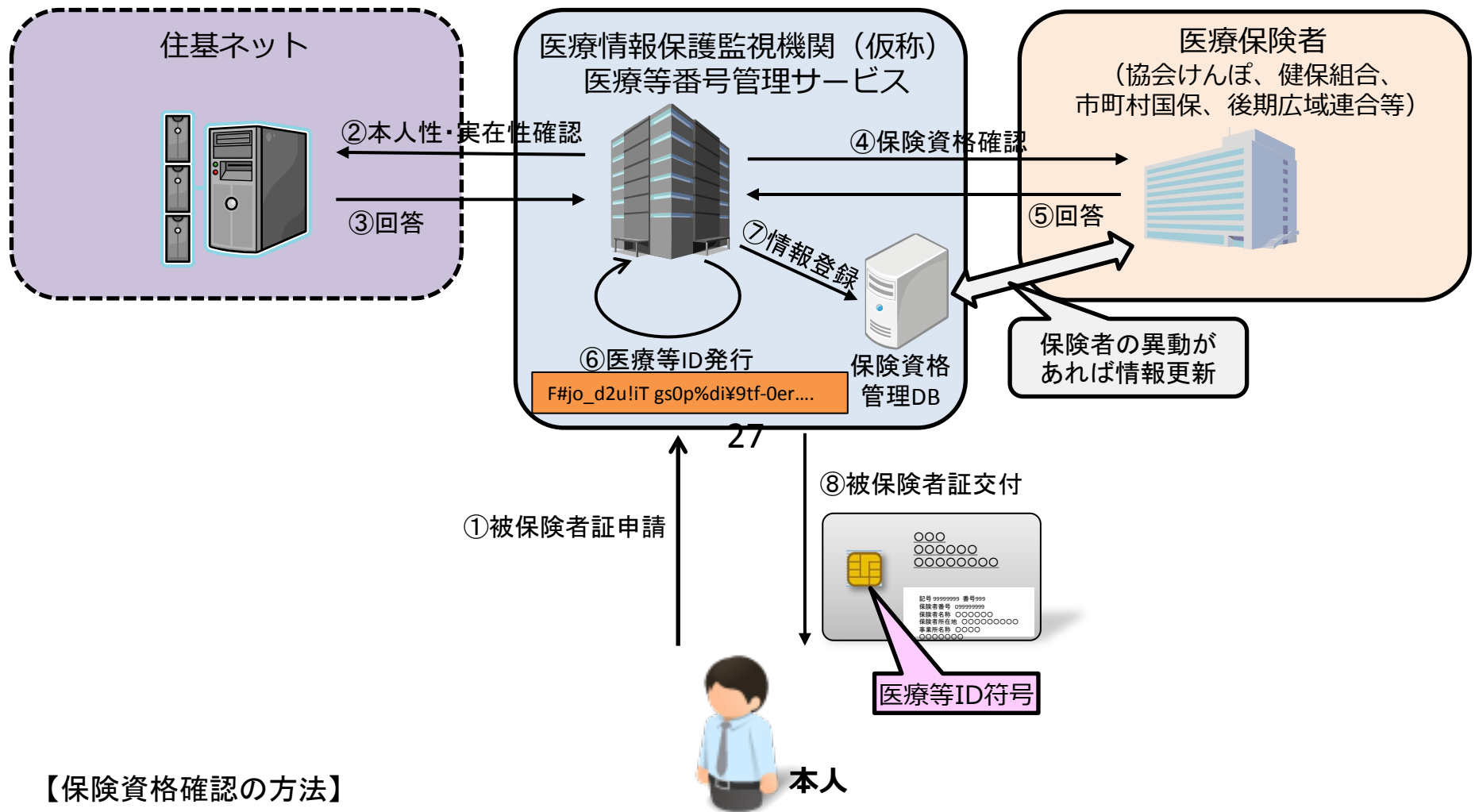
10. 医療従事者や保険医療機関等のプライバシーについて

- レセプトは保険医療機関が保険者に対して発する請求書であり、そこには保険医や保険薬剤師の行った医療情報が記載されている
- 昨今の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づくレセプトの利用や、それ以外に認められた二次利用は、公益目的の為に供しているものと認識している

今般の個人情報保護法の改正においては、医師・歯科医師・薬剤師ならびに保険医療機関のプライバシーについても考慮すべき

参考資料
(今後の検討課題)

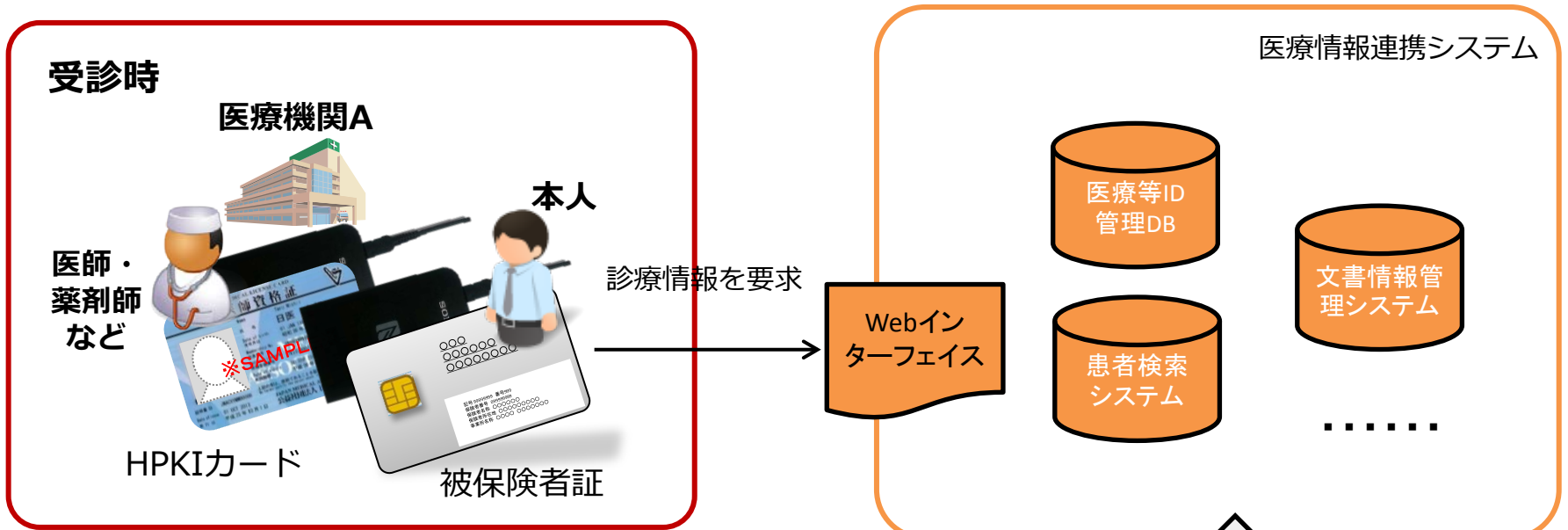
医療等ID発行のイメージ



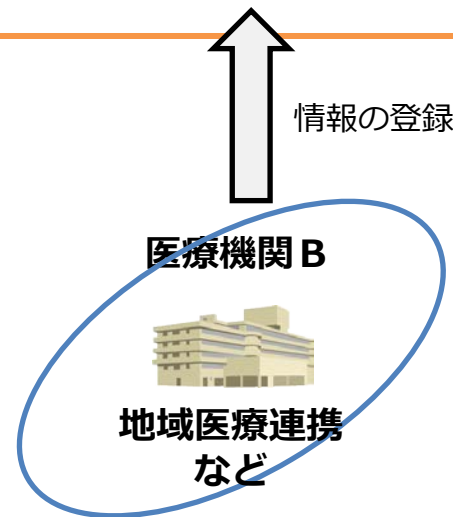
【保険資格確認の方法】

医療等IDを用いて、医療情報保護監視機関が管理する保険資格DBに問い合わせをすることで資格の確認を行う。保険資格管理DBを各保険者の振り分け機能(中継DB)とするか、監視機関を信頼機関として一元管理するかは今後の検討。

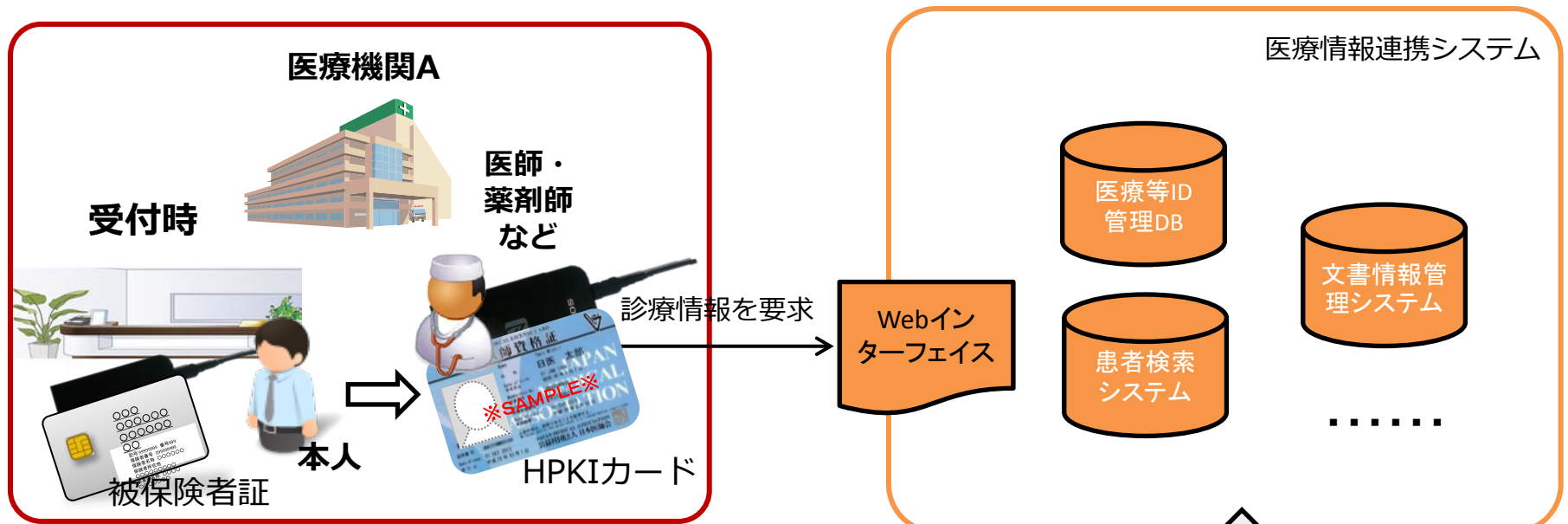
医療等IDの活用イメージ



○ 2枚のカードによる同意を原則とし、患者のプライバシーを守る



医療等IDの活用イメージ



○患者は受付時に被保険者証をかざし、保険資格の確認を行うとともに医師はHPKIカードにより当該患者の診療情報を取得する。
(シングルサインオン)

○2枚のカードによる同意を原則とし、患者のプライバシーを守る

